

平成 30 年 9 月 19 日

一般社団法人 全国日本語学校連合会

1. 日本語教育機関の質的向上を目指しての取組状況について

当連合会の主な取組状況は次のとおりであります。

- 1) 教員の教授法研修会の開催（東京大学の各学部の教員に教授法の指導されている准教授による日本語教育のスキルアップがテーマ）
- 2) 日本語教育機関を新規に設置した教職員に入管行政、入学者選抜のための募集の心構え等の研修会の実施
- 3) 不法滞在及び資格外活動などの入管行政等の説明会を、札幌、仙台、東京、大阪、福岡の各地で随時、開催
- 4) 在留資格申請の手続き等の説明会の開催
- 5) 日本語教育機関の在り方を各校の理事長、校長らを対象に研修会を実施
- 6) 春秋 2 回の進学フェアを毎年、実施
- 7) 留学生の全国規模のスピーチコンテストを年 1 回、開催
- 8) 留学生の生活指導・在籍管理に関する説明会などを、2) と併設して実施
- 9) 高等教育機関との連携・協力に関する説明会などを進学フェアと連動して実施

2. 法務省、文部科学省に対する意見と要望事項

1) 日本語教育機関に関し、学校教育法第 1 条の学校に準じる制度改正について

日本語教育機関は、準学校法人としての各種学校又は株式会社（個人立を含む）として設置しているのが現状であります。しかしながら、学校教育法及び私立学校法上の日本語教育機関は、各種学校としての準学校法人となっています。一方、株式会社立の日本語教育機関は学校教育法及び私立学校法上の位置づけはなく、校長、教員の資格及び教育課程等については法務省が定めた告示基準に基づき運営を行っています。

ご承知のように、株式会社立の日本語教育機関も大学等の高等教育機関に進学させることを主目的に教育課程等の編成に基づき教育をし、学生のニーズに応じた進路指導を行う教育機関として現在まで指導して参りました。

このようなことから、株式会社立の日本語教育機関についても、学校教育法の日本語教育機関として位置付けられる制度化を是非お願い致します。

2) 日本語教員の処遇改善のための国の補助について

日本語教育機関は、平成 30 年 8 月 16 日現在 746 校と急増しておりますが、平成 15 年度は 409 校でした。また、同機関の留学生数については、平成 29 年 5 月 1 日現在は 7 万 8,658 人ですが、平成 15 年度は 4 万 2,729 人でした。平成 15 年度比では、それぞれ 349 校増(1.83 倍)、3 万 5,929 人増 (1.84 倍) となっております。

一方、日本語教員は、現状では時間繰りが自由に勤められる教員が大半を占めており、給与も高くはなく、生活は安定性に欠けます。一般企業等に比べ、必ずしも魅力ある職種とは言えない状況であり、同教員への応募者は厳しい状況にあります。

従いまして、日本語教育機関が急増している昨今、同機関の経営状況については一部には大変厳しい状況の学校もあり、教員の資質の向上及び処遇改善は、ままた後送りにせざるを得ない状況にあります。このため学校教育法の 1 条校に準じ、国による支援を切望するところでございます。

3) 日本語会話のできない日本在留の外国人の子に対する日本語教育の補助費制度の新設について

文部科学省科学省の調べによりますと、平成 28 年度における日本語指導が必要な児童・生徒数は約 4 万 4,000 人と、同 26 年度 (3 万 7,000 人) に比べ 20% 増となっております。今や全市町村の半数で、児童・生徒が、日本語指導が必要な状態に置かれており、さらにこの内の約 1 万人が無指導状態におかれるという悲惨な事態となっております。

これらの児童・生徒が、将来とも日本語を習得できないままに成人に達すると仮定した場合、企業等に就職できず日常生活にも苦慮しかねない状況となります。こうした状態を放置致しますと、社会に溶け込めず、社会で不利な扱いを受けるばかりか、いずれは犯罪に走らざるを得ない、負の状況が考えられます。

こうした状況下にあって、地方公共団体の多くは、善意あるボランティアに頼って、日本語教育と日常会話の指導がなされているのが実情のようですが、日本語教育に課せられた指導方法をわきまえて対応されているか、危惧を覚える次第です。

われわれ日本語教育機関に携わる者として、これらの子供たちが日本語に習熟し、幸福な社会生活をおくれるよう、また犯罪に手を染めることのないように国の強力な支援を強く要望するものであります。日本語教育機関に携わる者は、国の支援の一端を担う覚悟があり、広く日本語習得が必要な児童・生徒の日本語教育機関の活用策をご検討いただきたく、心よりお願い申し上げます。

4) 外国人労働者の日本語会話に関し、せめてN 3 又はN 4 レベルの労働者を雇用すべきとの趣旨に基づく要望について

現在、日本政府は少子化に伴う労働者について外国人を活用することを検討していますが、日本語教育機関としてはこの施策については、肯定的にとらえています。

しかしながら、農業及び建設業に従事する外国人については「日本語会話ができなくてもよい」との考えや構想があるように伺っています。これらの職業で日本語会話ができない者を雇用したと仮定しますと、職場での指示が通じず、重大事故に結びつく可能性があります。

また、該当する職業などは3 Kといわれる厳しい職場に準ずるものであり、これらの外国人労働者が、該当する職業から失踪したと仮定しますと、失踪外国人は日本語が使えず、社会に溶け込めずに、結局は生活のために犯罪に走ることも十分予想され、移民的問題の発生につながり日本社会の混乱をきたしかねないと思われます。

さらに、日本のマナー・ルールを理解すること及び日本人とコミュニケーションを図るためには、全ての外国人労働者には、せめて日本語能力のN 3 又はN 4 レベルの日本語能力を有することを位置づけるよう強く要望致します。そのためには、全国日本語学校連合会は、全面的に協力する方針であり、その活用を十分、ご検討いただくよう要望致します。

5) 日本語教育機関の留学生に対し、奨学金の拡大について

日本語教育機関に学ぶ留学生は今や大学・大学院で学ぶ留学生数を超える規模となっており、大学への一大供給減であります。しかし、日本語教育機関に学ぶ留学生に対する奨学金は、大学院、大学及び専門学校等の高等教育機関に比較し、極めて少額かつ少人数であるのが現状です。

今後においても、国際化・グローバル化が進展する昨今において、日本が留学生から選ばれる国になるためには、もろもろの施策が考えられますが、大学、専門学校への登竜門となっている当日本語教育機関の優秀な留学生については、対象規模を拡大し、せめて学校教育法上の1 条校に準じた奨学金を貸与し、「世界に開かれた日本」及び「外国人から選ばれる日本」を目指すべきと考えます。

このような、施策を推進することにより優秀な留学生が日本で学ぶことは、我が国の経済の発展にも貢献できることと存じます。

また、彼らが卒業した暁には、日本と留学生の母国との懸け橋になって活躍されることが予想され、日本と母国、並びに諸外国との外交の進展にも多いに役立つものと思われます。

このようなことから、当機関の留学生の奨学金の人的及び額面的拡大を是非と

もお願い申し上げる次第です。

以 上